

単位認定・卒業認定について

1. 単位の認定の方法等について

1) 講義については、授業内容に応じて筆記試験・レポート・実技試験・学習態度などの方法を用いて評価する。科目ごとにその科目の担当教員が、科目のねらい・到達目標などをもとに設定した評価方法について、学生に対してシラバスにより提示した上で、評価を実施する。

2) 実習については、各領域の到達目標をもとに作成した評価表を用いて、担当教員と臨地実習指導者が学生の実習内容に基づき協議を行い評価する。領域によっては、レポートの評価も加味され単位認定を行う。

3) 講義・実習ともに、各科目の2/3以上の出席を単位認定の資格要件とし、それを満たさなければ評価対象外とする。

4) 講義・実習ともに、評価点は数値化し、100点～90点をS評定、89点～80点をA評定、79点～70点をB評定、69点～60点をC評定、59点～0点をD評定とする。D評定となった科目については、単位は認定されない。

5) 成績の分布および成績順位の算定方法

各学年前期・後期の学期ごとに、その間に成績評価が行われた科目に関する点数(S～Dの成績表示の根拠となる素点)の平均値を算出し、学年全体の成績分布を把握している。

また、個人成績は下記のとおり算出し、同学年学生の中での成績順位を個人成績表に提示している。個人成績表は学期ごとに本人と保護者に通知する。

その学期間中に成績評価が行われた科目の素点の総計

その学期間中に成績評価が行われた科目数

6) 単位認定は各学期末に開催される成績審議委員会の議を経ておこなう。

2. 卒業の認定について

1) 本学院を卒業するためには、学則第14条に定められたすべての単位(105単位)を修得しなければならない。

2) 卒業認定にあたっては、学生の単位修得状況を最終的に確認し、卒業審議委員会議を経ておこなう。

3) 学院長は、卒業認定を受けた学生には、卒業証書を授与する。